

435

平成二十二年四月二十八日提出
質問第四三五号

検察審査会に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

検察審査会に関する質問主意書

一 検察審査会について説明されたい。

二 一般に、検察審査会においてある刑事事件についての審査がなされる際、審査員に対し、検察側からどのような説明がなされるのか明らかにされたい。

三 本年四月二十七日、小沢一郎民主党幹事長の資金管理団体による土地購入を巡る一連の事件に関連し、検察審査会は小沢幹事長に対して「起訴相当」の議決を出した。右の事件について検察審査会で審査がなされる際、審査員に対し、検察側からどのような説明がなされていたのか明らかにされたい。

四 検察審査会における、ある刑事事件についての審査において、検察側からその事件についての説明がなされる際、検察側がある思惑の下、審査員を意図的、恣意的に誘導する説明がなされた場合、審査員はその印象を受け、議決に臨むことになると思料する。検察審査会における審査の公平性、公正性、そして客観性を確保するためにも、検察側からの説明も含め、検察審査会における審査を録音、録画する等の方法で可視化することが必要ではないか。千葉景子法務大臣の見解如何。

五 本年一月十五日、かつて小沢幹事長の秘書を務めていた石川知裕代議士は、小沢幹事長の資金管理団体

「陸山会」の収支報告書に不透明な記載をしたとして、東京地方検察庁特別捜査部により政治資金規正法違反の容疑で逮捕された。石川代議士が起訴される三日前の二月一日、吉田正喜同特捜部副部長が取調べの際、石川代議士に対して、「小沢氏はここで不起訴になっても、検察審査会で裁かれる可能性が高い。その議決は参議院選挙前に出るでしょう。そんなことになって良いのでしょうか」との旨述べたと承知するが、右は事実か。千葉大臣においては、「個別具体的な事件については政府として答えることは差し控える」などとして答弁を避けるのではなく、吉田副部長に、右の発言をしたか否か、直接確認し、答弁することを求める。

右質問する。